



タイトル

厚生労働省の電算処理システムの誤設定に伴う 後期高齢者医療保険料のつくば市分の過大・過小徴収について

項目(あてはまるものすべてにチェック)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> イベント・会議等の事前周知依頼 | <input type="checkbox"/> イベント・会議等の取材依頼 |
| <input type="checkbox"/> イベント会議以外の事業の周知依頼 | <input type="checkbox"/> 参加者募集の告知依頼 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 |) |

全1枚(本紙含む)

<背景>

- 厚生労働省は、電算処理システムの誤設定により、平成20年度の制度発足から保険料均等割の軽減判定が誤っていたことを、平成28年12月27日に発表しました。
- それを受けて茨城県後期高齢者医療広域連合は、平成29年1月から4月にかけて対象者の抽出、所得の把握、再計算し、修正賦課を行いました。
- 対象者は、世帯主又は本人が青色申告を行い、家族に専従者給与を支払っている方などの一部になります。

<概要>

広域連合とつくば市とでつくば市分を調査したところ、保険料均等割に軽減誤りがあったことが判明しました。

●修正賦課の内容

- つくば市は、平成27年度分保険料の更正があった11名に、お詫び文(厚労省)、保険料変更決定通知書(広域連合)、送付文(広域連合・つくば市)、納付書(6名、つくば市)を平成29年4月17日に送付しました。保険料賦課に2年の時効があるため、平成27年度分を先行して手続きしました。
- 過小徴収は、6名に対して、124,500円でした。丁寧に説明したうえで、納付いただくように努めます。
- 過大徴収は、5名に対して、84,900円でした。保険料還付の手続きを進めます。

●今後の対応

- 平成20年度から平成26年度分の保険料更正については、5月上旬に対象者へ通知する予定です。減額更正は(納め過ぎた分を還付)は2年の時効がないため、全員が還付の対象者になります。2年の時効により平成26年度分以前の徴収対象はありません。
- 平成28年度分の保険料更正については、8月頃に対象者へ通知する予定です。
- 平成29年度以降の賦課については、システムの改修が予定される平成31年4月までは、広域連合が候補者を抽出し、市で再計算することで対応する予定です。

●問い合わせ先

- 保険料の計算については、茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(認定班)電話番号029-309-1213
- 保険料の納付については、つくば市医療年金課後期高齢者医療係